

## 上田市優良建設工事表彰実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上田市が発注する建設工事の適正な施工の確保と技術の向上に資するため、優良な建設工事に対し、その建設工事を行った建設業者及び現場代理人を他の模範として表彰することに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する建設業者のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 上田市内に本社がある建設業者
  - イ 上田市内に本社がある建設業者を含む共同企業体

### (表彰の対象となる建設工事等)

第3条 表彰の対象となる建設工事（以下「優良建設工事」という。）は、表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件を満たす建設工事とする。

- (1) 請負金額が500万円以上の建設工事であること。
  - (2) 上田市工事成績評定要領第4条に規定する工事評定点（以下「工事評定点」という。）が85点以上であり、かつ、次に掲げる条件のいずれかに適合するものであること。
    - ア 適正な工程管理に基づき施工し、その出来栄えが特にすぐれたもの。
    - イ 著しく困難な条件を克服して完成を図ったもの。
    - ウ 現場管理、施工技術及び仕事に対する熱意等が優れ、他の模範となると認められたもの。
  - (3) 前2号に該当する工事を施工した建設業者の表彰対象年度に完成した工事において工事評定の平均点が全工事の成績評定点の平均点以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事担当の所属長が特に優良建設工事として認めた場合には、優良建設工事の対象とすることができる。

### (失格事項)

第4条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者は表彰しない。

- (1) 表彰対象年度の初日から表彰の日までに指名停止処分又は文書注意を受けたもの。
- (2) 表彰の日までに完成した工事の評定点が、64点以下となった場合。

### (優良建設工事審査委員会の設置)

第5条 優良建設工事の認定を行うため、上田市優良建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、建設工事入札制度合理化対策要綱（平成18年上田市告示第3号）に規定する上田市建設工事等業者選定委員会をもって充てるものとする。

(表彰候補工事の推薦)

第6条 工事担当の所属長は、第3条の規定により優良建設工事として認める工事があるときは、次に掲げる部門別に優良建設工事表彰推薦書を作成し、委員会に提出するものとする。

- (1) 土木・舗装部門
- (2) 建築部門
- (3) 設備(電気・機械・管)部門
- (4) 上水道部門
- (5) 下水道部門
- (6) 造園部門
- (7) その他の部門

(表彰審査及び結果報告)

第7条 委員会は、前条の規定による優良建設工事表彰推薦書の提出があったときは、当該推薦書の審査及び現地調査により優良建設工事を選定するものとする。

2 委員会は、優良建設工事を選定したときは、速やかに審査経過及び結果を市長に報告するものとする。

(表彰の決定)

第8条 市長は、前条の報告に基づき受賞者を決定するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成19年9月1日)

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年8月27日)

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。

附 則(平成21年6月10日)

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。